年　月　日

西脇市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名及び住所

　　　　　　　　　　　氏　名

住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

　　地方自治法第260条の46第１項の規定により、当認可地縁団体が保有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

　・建物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 延　床　面　積 | 所　在　地 |
|  |  |  |

　・土地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　目 | 面　積 | 所　在　地 |
|  |  |  |

　・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

　　氏名又は名称

　　住　　　　所

（別添書類）

　１　申請不動産の登記事項証明書

　２　申請不動産に関し、地方自治法第 260条の46第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

　３　申請者が代表者であることを証する書類

　４　地方自治法第 260条の46第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

○年　○月　○日

記載例

西脇市長　　　　　　　　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　○○○自治会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　西脇市○○町　○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名及び住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　○○　　○○

住　所　　西脇市○○町○○番地

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

　　地方自治法第260条の46第１項の規定により、当認可地縁団体が保有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

　・建物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 延　床　面　積 | 所　在　地 |
| ○○集会所 | ○○㎡ | 所在地：○○町○○番地（家屋番号：○番） |

　・土地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　目 | 面　積 | 所　在　地 |
| 宅地 | ○○㎡ | ○○町○○番地 |

　・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

　　氏名又は名称　①○○集会所　　○○　○○　　②宅地　　○○　○○

　　住　　　　所　①西脇市○○町○○番地　　　　②西脇市○○町○○番地

（別添書類）

　１　申請不動産の登記事項証明書

　２　申請不動産に関し、地方自治法第 260条の46第１項に規定する申請をすることについて総会

で議決したことを証する書類

　３　申請者が代表者であることを証する書類

　４　地方自治法第 260条の46第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

**【記載要領】**

**【建物について】**

○名称・・・○○町内会集会所、△町公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。（参照：不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第 113条第１項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年２月25日付け法務省民二第 456号法務省民事局長通達）第80条第１項）

○延床面積・・・不動産登記規則第 115条に基づき「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

○所在地・・・市区町村内の地番（不動産登記法第44条第１項第１号）及び家屋番号

（同項第２号）まで記載すること。

**【土地について】**

○地目・・・不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとすること。

　　　（注）不動産登記規則第99条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、

　　　　　　学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境

　　　　　　内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆

用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面積・・・不動産登記規則第 100条に定める「地積」と同一とすること。

　　　　（注）不動産登記規則第 100条「地積は、水平投影面積により、平方メートル

　　　　　　を単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土

地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端

数は、切り捨てる。

○所在地・・・市区町村内の地番（不動産登記法第34条第１項第２号）まで記載するこ

　　　　　　と